## 議案第111号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 「改正理由」

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常 勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

## [内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者に係る期末手当の支給割合を次のよう に引き上げることとする。(改正条例第1条及び第2条関係)

区分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
6 月 期	100分の165		100分の167.5
12月期	100分の165	100分の170	100分の167.5

## [適 用]

- 1 令和7年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ 公布の日
- 2 令和8年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定 令和 8 年 4 月 1 日